

長野県と長野県信用金庫協会加盟信用金庫との地方創生に向けた連携に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と長野県信用金庫協会加盟信用金庫【長野・松本・上田・諏訪・飯田・アルプス中央】（以下「乙」という。）は、相互の連携により地方創生に向けた取組推進を通じて、長野県内の地域・経済活性化を目指し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、「人口定着・確かな暮らしの実現」に向け、甲と「地域の繁栄を図る相互扶助を目的とした協同組織」である乙が、相互の幅広い連携・協力関係を強化し、地方創生への取組を積極的に進めていくことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 創業、成長、経営改善、事業承継といった「信州の地域企業」の産業創出および課題解決に向けた支援に関すること。
- (2) 「美しい信州」の地域資源を活用し、6次産業化などの付加価値の高い農林業の創出や、魅力ある観光地域の創生に資する支援に関すること。
- (3) 魅力ある子育て環境づくりおよび、移住・交流といった「信州を元気にする」人口増加に向けた支援に関すること。
- (4) 「確かな暮らし」実現のための、社会参加、健康・福祉や中山間地域の暮らしに資する支援に関すること。
- (5) その他本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 甲と乙は、前項各号に定める事項が効果的に展開されるよう、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、定期的に協議を行うものとする。

（守秘義務）

第3条 甲と乙は、本協定の連携に基づく活動によって、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、事前に相手方の同意を得たものを除き第三者に対して開示又は漏洩してはならない。

2 本協定の連携における個人情報の取扱いについては、別途覚書を定めて対応することとする。

（有効期限）

第4条 本協定の有効期限は、締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲と乙のいずれからも特段の申出がない場合は、引き続き3年間効力が延長されるものとし、以後も同様とする。

（細則）

第5条 本協定の改正又は廃止が必要な場合、若しくは本協定の運用等に関して疑義等が生じた場合には、甲・乙協議のうえ、決定又は解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保持するものとする。

平成27年6月22日

(甲) 長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県知事

阿部 守一

(乙) 長野県信用金庫協会 加盟信用金庫

長野市鶴賀133番地1

長野信用金庫 理事長

原 徹爾

松本市丸の内1番1

松本信用金庫 理事長

田中 鈴生

上田市材木町1丁目17番地12

上田信用金庫 理事長

小林 哲哉

岡谷市郷田2丁目1番8

諏訪信用金庫 理事長

今井 誠

飯田市本町1丁目2番地

飯田信用金庫 理事長

森山 和幸

伊那市荒井3438番地1

アルプス中央信用金庫 理事長

大澤 一郎